

建築基準関係規定（建築基準法施行令第9条）

20210420

法令名	条項	内容等	関連条例等	管轄	連絡先	備考
第一号 消防法	第9条	火気使用に関する市町村条例				
	第9条の2	住宅用防災機器の設置		消防局予防課(防災センター3F)	079-223-9534	
	第15条	映写室の構造設備				
	第17条	消防用設備等の設置・維持				
第二号 屋外広告物法	第3条～第5条	広告物の表示・設置の禁止・制限	姫路市屋外広告物条例	都市景観指導室(本庁舎5F)	079-221-2541	
第三号 港湾法	第40条第1項 第40条第3項	臨港地区内における分区内の建築制限	臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例(県条例)	都市計画課(本庁舎5F) 中播磨県民センター-姫路港管理事務所業務管理課	079-221-2543 079-235-0176	分区指定により、建築基準法第48条、第49条の規定(用途地域及び特別用途地区の用途規制)が適用されず、左記条例に規定した分区の規制が適用
第四号 高圧ガス保安法	第24条	200以上の圧縮天然ガス設備の設置基準			079-221-2549	
第五号 ガス事業法	第40条の4	ガス消費機器の設置基準(都市ガス)				
第六号 駐車場法	第20条	駐車場整備地区・商業地域・近商地域内で1000㎡超の駐車場設置義務	姫路市駐車施設設置条例	建築指導課(本庁舎5F)	079-221-2546	
第七号 水道法	第16条	給水装置の構造及び材質			079-221-2549	
第八号 下水道法	第10条第1項	公共下水道への接続		下水道業務課(東館3F)	079-221-2656	
	第10条第3項	排水設備の設置・構造		建築指導課(本庁舎5F)	079-221-2549	
	第30条第1項	工場等特定排水施設の構造				
第九号 宅地造成等規制法	第24条第1項 第24条第2項	宅地造成工事の許可		まちづくり指導課(本庁舎5F)	079-221-2540	
第十号 流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項	流通業務地区の建築制限	姫路市にはない			
第十一号 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の2	液化石油ガス設備工事の技術基準(プロパンガス)		建築指導課(本庁舎5F)	079-221-2549	
第十二号 都市計画法	第29条第1項	都市計画区域内の開発許可等				
	第29条第2項	都市計画区域外での開発許可等				
	第35条の2第1項	開発許可の変更許可等		まちづくり指導課(本庁舎5F)	079-221-2540	
	第41条第2項	開発区域の建築物の建ぺい率等の指定・制限				
	第42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限				
	第43条第1項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限				
第十三号 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第5条第1項～第3項	航空機騒音障害防止地区・騒音障害防止特別地区における建築制限等	姫路市にはない			
第十四号 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第5条第4項	条例で定める区域内・施設における駐輪場設置	姫路市にはない			
第十五号 浄化槽法	第3条の2第1項	下水道以外に放流の場合の浄化槽設置義務		建築指導課(本庁舎5F)	079-221-2549	
第十六号 特定都市河川浸水被害対策法	第8条	特定都市河川流域における排水設備基準の特例	姫路市にはない			
(十七) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第14条第1～3項	特別特定建築物の建築主等の基準適合義務		建築指導課(本庁舎5F)	079-221-2546	第14条第4項(前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。)
(十八) 都市緑地法	第35条	緑化地域における緑化率	姫路市にはない			第41条(第35条、第36条及び第39条第1項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。)
	第36条	一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	姫路市にはない			
	第39条第1項	地区計画等の区域内における緑化率規制	姫路市にはない			
(十九) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第24・25条 建築基準法第80条の3	居室を有する建築物の構造方法、確認申請手続(6条1項4号区域とみなす)		危機管理室(防災センター3F) まちづくり指導課(本庁舎5F)	079-223-9597 079-221-2540	土砂法24・25条で建築法の適用について、建築法第80条の3で土砂法による規定について記載されている。
(二十) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第11条第1項	300㎡以上の非住宅建築物について、新築時等におけるエネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務		建築指導課(本庁舎5F)	079-221-2549	第11条第2項(前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。)

建築確認申請書提出に伴う関係法令の調査表

該当○	調査による意見 届出・協議・許可・認定・同意の年月日	確認印等
都市計画課		・ ・ 印
都市景観指導室		・ ・ 印
まちづくり指導課		・ ・ 印
文化財課		・ ・ 印
中播磨県民センター		・ ・ 印
(その他関係課)		・ ・ 印
(その他関係課)		・ ・ 印

建築主

建築場所

* 調査表は建築確認申請書(正本)に添付して下さい。

* 各関係機関は法令等との照合を行い、支障ある場合は建築主又は代理者等に適切な指導等をお願いします。